

令和3年委員会提出議案第4号

江南市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月30日提出

江南市議会議長

堀 元 様

議会運営委員会

委員長 中野 裕 二

提案理由

この案を提出するのは、標準市議会会議規則の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「(法人の場合には、その所在地及び名称)」及び「(法人の場合には、その代表者)」を削り、「記名押印」を「記名押印を」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第139条に次の1項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市議会会議規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請</p>

新	旧
<p>願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は<u>記名押印</u>をしなければならない。</p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)</u>を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p>	<p>願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(<u>法人の場合には、その所在地及び名称</u>)を記載し、請願者(<u>法人の場合には、その代表者</u>)が署名又は<u>記名押印</u>しなければならない。</p> <p><u>2 請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3 (略)</u></p>